

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県財務規則の一部を改正する規則 一
- 福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県都市計画法施行細則の一部を改正する規則 三
- 訓 令 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県病院局 福島県病院局外務規程の一部を改正する規程 五

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第八十六号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分で改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

		改正後		改正前	
十三	法	十二	十一	十二	十一
要	と	入	出	入	出
認	重	外	金	外	金
		取	取	取	取
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事
		項	項	項	項
		に	に	に	に
		関	関	関	関
		す	す	す	す
		る	る	る	る
		こ	こ	こ	こ
		と	と	と	と
		事	事	事	事

第二百三十一條の三第一項の二の三第一項の規定により指定納付受託者（施行令第五十七條の二第一項各号の要件を満たす者）を指定したときは、当該指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び当該指定をした日を告示しなければならない。

第四十八條 削除
（指定納付受託者）

第四十九條 法第二百三十一條の二の三第一項の規定による指定納付受託者の指定をしようとするときは、当該指定納付受託者（取り扱う歳入（歳入歳出外現金を含む。）の種類その他指定と関連のある事項について、あらかじめ総務部長及び会計管理者に合議（教育長及び警察本部長にあつては、協議）をしなければならない。

2| 法第二百三十一條の二の三第一項の規定により指定納付受託者（施行令第五十七條の二第一項各号の要件を満たす者）を指定したときは、当該指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び当該指定をした日を告示しなければならない。

3| 指定納付受託者からその名称、住

第四十八條及び第四十九條 削除

所又は事務所の所在地に係る変更の届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

4| 法第二百三十一條の二の七第一項の規定により指定納付受託者の指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

5| 法第二百三十一條の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として施行令第五十七條の二第一項各号の要件を満たす者に委託することができる。

6| 指定納付受託者は、法第二百三十一條の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、その旨及び当該委託を受けた年月日を県に報告し、県が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

7| 前項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

（歳入の徴収の事務等の告示等）
第二百九十四條 次に掲げる場合において、その私人

の名称、所在地、歳入の種類及び委託期間を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

一 （略）
二 （略）
（削る）

（歳入の徴収の事務等の告示等）
第二百九十四條 次に掲げる場合において、その私人又は指定代理納付者の名称、所在地、歳入の種類及び委託期間を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

一 （略）
二 （略）

三| 法第二百三十一條の二第六項の規定により、歳入の納付に関する

2 この規則に定めるものを除くほか、
 歳入の徴収又は収納の事務の委託
 及び支出の事務の委託
 に関する事項については、そのつど
 知事が定めるところによる。

2 この規則に定めるものを除くほか、
 歳入の徴収又は収納の事務の委託、
 支出の事務の委託及び指定代理
 納付者の指定に関しては、そのつど
 知事が定めるところによる。

事務を適切かつ確実に遂行するこ
 とができる者として指定代理納付
 者（施行令第百五十七条の二第一
 項各号の要件を満たす者）を指定
 したとき

附 則
 この規則は、令和四年一月四日から施行する。

(財 政 課)

福島県規則第八十七号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表一般国道一一五号の項及び別表第二の一の表一般国道一一五号の項

相馬市粟津字長沢八九番 一 地 先 （相馬インターチェンジ 入口）	伊達市霊山町下小国字山 岸一三番一 地 先 （霊山インターチェンジ 出口）
伊達市堂ノ内二三番一 地 先 （伊達桑折インターチェ ンジ入口）	伊達郡桑折町大字松原字 中島四一番地先 （桑折ジャンクション）

を

相馬市粟津字長沢 一 地 先 （相馬インターチ 入口）

八九番 伊達郡桑折町大字松原字 中島四一番地先 （桑折ジャンクション）
エンジ

に改める。

様式第一号注3及び様式第二号注3の次に次のように加える。

4 土地（物件）の所有者又は管理者の承諾の欄は、土地（物件）の所有者又は

管理者が申請者と異なる場合に、当該土地（物件）の所有者又は管理者が自署
 すること。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画課)

福島県規則第八十八号

福島県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

福島県都市計画法施行細則（平成十八年福島県規則第百十八号）の一部を次のように
 改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附 則
 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(都市計画課)

訓 令

福島県訓令第十七号

本庁機関
 出先機関

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程（昭和五十二年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した
 規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに
 対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し
 た部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、
 改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものは、こ
 れを加える。

改正後	改正前
<p>第十條 (休暇等の手続) 2 職員は、次の各号のいずれかに該 当するときは、庶務システムに休暇</p>	<p>第十條 (休暇等の手続) 2 職員は、次の各号のいずれかに該 当するときは、庶務システムに休暇</p>

<p>の期間その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、休暇(欠勤)願(第五号様式)(一)により、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。ただし、急病等の理由によりあらかじめ承認を受けることができないときは、その旨を連絡する。とともに、事後速やかに所属長の承認を受けなければならない。)</p> <p>十一(一) 規則第十三条第十三号の二の場合における不妊治療休暇を受けること。</p> <p>十一(二十五) (略)</p> <p>第五号様式(第10条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>休暇(欠勤)願 (年)</p> <p>(所属長) 様</p> <p>職 氏 名</p> <p>【休暇等の種別】</p> <p>病気休暇、配偶者の出産休暇、育児参加のための休暇、妊娠障害休暇、妊産婦健診休暇、子育て休暇、短期介護休暇、生理休暇(11号休暇)、忌引休暇、結婚休暇、不妊治療休暇(出生サポート休暇)、配偶者、父母及び子供の祭日の休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供の休暇、リフレッシュ休暇、職務に専念する義務の免除、欠勤</p> <p>(略)</p>	<p>の期間その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、休暇(欠勤)願(第五号様式)(一)により、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。ただし、急病等の理由によりあらかじめ承認を受けることができないときは、その旨を連絡する。とともに、事後速やかに所属長の承認を受けなければならない。)</p> <p>十一(二十五) (略)</p> <p>第五号様式(第10条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>休暇(欠勤)願 (年)</p> <p>(所属長) 様</p> <p>職 氏 名</p> <p>【休暇等の種別】</p> <p>病気休暇、配偶者の出産休暇、育児参加のための休暇、妊娠障害休暇、妊産婦健診休暇、子育て休暇、短期介護休暇、生理休暇、忌引休暇、結婚休暇、配偶者、父母及び子供の祭日の休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供の休暇、リフレッシュ休暇、職務に専念する義務の免除、欠勤</p> <p>(略)</p>
---	---

<p>備考 (略)</p> <p>(裏面)</p> <p>【休暇等の種別】</p> <p>病気休暇、配偶者の出産休暇、育児参加のための休暇、妊娠障害休暇、妊産婦健診休暇、子育て休暇、短期介護休暇、生理休暇(11号休暇)、忌引休暇、結婚休暇、不妊治療休暇(出生サポート休暇)、配偶者、父母及び子供の祭日の休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供の休暇、リフレッシュ休暇、職務に専念する義務の免除、欠勤</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p> <p>(裏面)</p> <p>【休暇等の種別】</p> <p>病気休暇、配偶者の出産休暇、育児参加のための休暇、妊娠障害休暇、妊産婦健診休暇、子育て休暇、短期介護休暇、生理休暇、忌引休暇、結婚休暇、配偶者、父母及び子供の祭日の休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供の休暇、リフレッシュ休暇、職務に専念する義務の免除、欠勤</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>
---	---

附 則

- この訓令は、令和四年一月一日から施行する。
- この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県職員服務規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(人 事 課)

福島県病院局

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月24日

福島県病院事業管理者 阿部正文

福島県病院局管理規程第7号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程（平成16年福島県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

	（認定担当課長特定 1 扶養手当の認定、 帯等の認定並びに住 当及び単身赴任手当 2 職員の通勤の確認
--	---

専決事項）
寒冷地手当の世
居手当、通勤手
当の決定及び改定

を

	（認定担当課長 規程（平成16年福 第1号）別表2に いう。）特定専決 1 扶養手当の認 帯等の認定並び 当及び単身赴任 2 職員の通勤の
--	--

（福島県病院局組織
福島県病院局管理規程
規定する認定課長を
事項）
定、寒冷地手当の世
に住居手当、通勤手
当の決定及び改定
確認

に改める。

別表第2センター長、院長及び所長の専決事項の欄中10を削り、11を10とし、12から22までを11から21までとし、同表事務長の専決事項の欄中8を削る。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

（病院経営課）